

# 高齢介護合算療養費、医療費通知の送付について

## 問い合わせ

国民健康保険グループ (☎011-771)  
年金・長寿医療グループ (☎011-2137)  
北海道後期高齢者医療広域連合  
(☎011-290-5601)

## ▶高額介護合算療養費について(医療と介護の両方を利用している世帯の方へ)

医療(国民健康保険または後期高齢者医療制度)と介護(介護保険)の両方のサービスを利用して自己負担がある世帯は、1年間(8月～翌年7月)に支払った合計額が自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた額が支給されます。

### ～1年間の自己負担限度額(8月～翌年7月)～

年齢	所得区分	自己負担限度額
70歳以上	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
	課税所得145万円未満	56万円
	住民税非課税世帯(区分Ⅱ)※1	31万円
	住民税非課税世帯(区分Ⅰ)※2	19万円
70歳未満	所得901万円超	212万円
	所得600万円超901万円以下	141万円
	所得210万円超600万円以下	67万円
	所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方。
- ※2 世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方。

## ⚠ 注意点

- ・70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから33万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです
- ・70歳以上の課税所得とは、住民税における課税所得です

## ▶医療費通知の送付について(国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者へ)

登別市と北海道後期高齢者医療広域連合は、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関などで受診した場合、『医療費通知』を送付しています。

※送付月は国民健康保険や後期高齢者医療制度で異なりますのでご注意ください。

## ⚠ 注意点

- ・医療費通知は、受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません
- ・受診日数などが正しいか確認してください

### ～医療費通知の発送月～

#### 国民健康保険

受診月	発送月	受診月	発送月
1・2月	5月	7・8月	11月
3・4月	7月	9・10月	翌年1月
5・6月	9月	11・12月	翌年3月

#### 後期高齢者医療制度

受診月	発送月	受診月	発送月
1～9月	翌年1月上旬	10～12月	翌年2月下旬

## 不動産査定・相談

# 無料

です

**情熱** 情熱をもって **環境** 地球全体を視野に入れて **誠実** 誠実に

TEL 0143-85-5573

YAMAJ 株式会社 山土地不動産企画  
登別市中央町5丁目11-1

TEL 0143-82-5139

常口アトムFC登別室蘭店  
不動産売買仲介営業部  
登別市若草町3丁目31-1

北海道知事免許 照振(8)第690号 北海道宅地建物取引業協会会員 北海道不動産公正取引協議会加盟

## 胆振から日本を元気に!

各種無料相談(平日・土曜)・出張相談を承ります。

- 離婚 ●相続・遺言 ●交通事故 ●刑事弁護
- 犯罪被害者支援 ●債務整理・過払金回収

**弁護士 法人 北海道みらい法律事務所**

相談は要予約 ☎0143-83-4131

弁護士 増川 拓(札幌弁護士会) 弁護士 阿部 洋介(札幌弁護士会) 弁護士 本間 寛菜(札幌弁護士会)

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P**

<http://www.hokkaido-mirai.com/>